

## Ⅲ 平成 27 年度教育庁主要施策

「教育庁主要施策」は、東京都教育委員会が、当該年度において重点的に取り組む施策であり、平成 27 年度は「11 の取組の方向」に基づき、30 の施策を定めた。

### 取組の方向 1 学びの基礎を徹底する

#### 主要施策 1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上（小・中学校）

- 1 都独自の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を都内公立小学校第 5 学年児童、中学校第 2 学年生徒を対象に悉皆で実施する。調査の分析結果を基に、都内各小・中学校における授業改善を推進し、児童・生徒一人一人の「確かな学力」の定着と伸長を図るための学力向上施策の充実を図る。
- 2 小学校算数において「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づいた習熟度別指導を全面実施するとともに、新たに中学校数学及び英語において効果的な習熟度別指導・少人数習熟度別指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図る。
- 3 小学校において、基礎的な学習内容を習得するための教材である「東京ベーシック・ドリル」の活用を一層推進するとともに、新たに「東京ベーシック・ドリル(中学校版)」の開発及び活用を通して、基礎・基本の定着を図る。
- 4 算数・数学、理科に関する児童・生徒の基礎学力の定着を図るため、都内 10 区市町村を学力ステップアップ推進地域として指定し、基礎学力定着アドバイザーによる教員への支援及び外部指導員による児童・生徒への支援を実施する。

#### <主要事務事業（例）>

- ① 児童・生徒の学力向上を図るための調査等（指導部）
- ② 「習熟度別指導ガイドライン」に基づく指導の推進（指導部）
- ③ 「東京ベーシック・ドリル」の活用（指導部）
- ④ 算数・数学及び理科の基礎学力定着のための推進地域の指定 **新規**（指導部）

#### 主要施策 2 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上（高等学校）

- 1 「都立高校学カスタンダード」を基に自校の学カスタンダードを作成して具体的な学習目標を明示し、校内で組織的・効果的な指導を行う。指導と評価の P D C A サイクルにより、授業改善を行い、生徒の学力向上を図る。
- 2 生徒の学力の定着状況を正確に把握するため、学力調査を実施するとともに、繰り返し指導などにより、学力を確実に定着させる。
- 3 難関国立大学等を目指す多くの生徒の進学希望をかなえるため、進路指導を中心とした様々な教育活動を組織的、計画的に展開する都立高校の中から、進学指導重点校 7 校、進学指導特別推進校 6 校、進学指導推進校 13 校を指定している。これに中高一貫教育校 10 校を加えた 36 校を対象とし、進学対策の充実を図るために必要な支援を行う。

#### <主要事務事業（例）>

- ① 「都立高校学カスタンダード」活用事業（指導部）
- ② 進学指導重点校等における進学対策の推進（都立学校教育部・指導部）

## 取組の方向 2 個々の能力を最大限に伸ばす

### 主要施策 3 理数教育の推進

- 1 都内公立小学校児童の理数に対する学ぶ意欲を高めるため、理数に関わる研究成果を展示する「小学生科学展」を実施する。また、科学に高い興味・関心がある中学生が科学の専門家から指導を受ける「東京ジュニア科学塾」や、理科、数学等の能力を競い合う「中学生科学コンテスト」を開催する。
- 2 小・中学校において、理科授業に、学生や地域人材等を「観察実験アシスタント」として配置し、観察や実験等の充実を図る。また、大学や企業等と連携し、理数の面白さや有用性を実感させるための「理数授業特別プログラム」を実施する。さらに、観察・実験に関する研修により、教員の指導力の向上を図る。
- 3 都立高校において、科学技術系人材育成の拠点として、東京都の理数教育を牽引する理数イノベーション校を3校指定し、大学や研究機関と連携した最先端の実験・講義を通して、理数に秀でた生徒の能力を一層伸ばし、国際科学オリンピック等で活躍し、将来の科学技術をリードする人材を輩出する。

#### <主要事務事業（例）>

- ① 「小学生科学展」「東京ジュニア科学塾」「中学生科学コンテスト」の実施（指導部）
- ② 小・中学校における理科授業への「観察実験アシスタント」の配置及び大学・企業等と連携した「理数授業特別プログラム」の実施 **新規**（指導部）
- ③ 都立高校における理数イノベーション校の指定 **新規**（指導部）

### 主要施策 4 外国語の確実な習得

- 1 東京都における英語教育の推進を図るため、小学校に「小学校外国語活動アドバイザー」を派遣し、外国語活動の授業を円滑に実施できる指導力を、小学校の教員に育成する。また、東京都独自の英語教育の推進に向けた中長期的な方向性等を幅広く検討する、外部有識者及び学校関係者等からなる「東京都英語教育戦略会議」の検討結果を踏まえ、公立小・中・高校における具体的方策を検討し、英語教育の改善に取り組む。
- 2 中学校英語において、「確かな学力」を身に付けるため、効果的な少人数習熟度別指導を推進する。【再掲】
- 3 英語授業の改善を図るため、外国人指導者として、JETプログラムによる外国人の招致を100人から200人に拡大するとともに在京外国人の更なる活用を図り、教員と外国人指導者による指導を充実する。
- 4 小・中・高校生を対象として、オリンピック・パラリンピックに向けて、異文化や自国の文化の理解の促進、英語による情報発信力の向上を図るため、都独自英語教材「Welcome to Tokyo」を開発する。
- 5 意欲ある生徒の英語力を伸ばして、積極的な国際交流を行い、グローバル人材の育成を推進する先導的学校として、都立高校10校を「東京グローバル10」に指定し、教育環境整備などを支援する。
- 6 都立高校において、英語以外の外国語科目の実施拡大や異文化交流等を行う外国語部活動を推進するなど、多様な言語が学べる環境を充実する。

※ JETプログラム（「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)）とは、外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流を推進することを目的として世界各国の外国青年を各地域に招致する、世界最大級の国際交流事業。「一般財団法人自治体国際化協会（クレア）」が、総務省、外務省、文部科学省と連携し、JETプログラムを推進している。

#### <主要事務事業（例）>

- ① 「小学校外国語活動アドバイザー」の派遣（指導部）
- ② 「習熟度別指導ガイドライン」に基づく指導の推進（指導部）【再掲】
- ③ J E T プログラムによる外国人英語指導者の配置拡大（指導部）
- ④ 都独自の英語教材の作成 **新規**（指導部）
- ⑤ 「東京グローバル10」の指定 **新規**（指導部）
- ⑥ 英語以外の外国語活動の充実 **新規**（指導部）

### 主要施策5 国際社会で活躍する日本人の育成

- 1 様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓く態度や能力を育み、世界を舞台に活躍し、日本の将来を担うリーダーとなる人材を育てるため、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神等を育成した上で海外留学を経験させる「次世代リーダー育成道場」の内容の充実を図る。
- 2 独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携し「青年海外協力隊」の派遣前研修を基に、高校生向けの体験研修を実施して、国際社会に貢献する意識と行動力を持った生徒を育成する。
- 3 英語だけを使用する環境を創出し、小・中・高校生の英語力の向上や異文化理解を促進する。（「英語村」の設置に向けた検討）
- 4 都立国際高校において、世界の大学から高く評価され、進学資格として認められている国際バカロレアの認定を平成27年度中に取得する。生徒が、この教育プログラムに基づく授業を受け、高校卒業後に世界の大学で切磋琢磨し、将来、国際社会で活躍できるよう育成する。
- 5 世界で活躍し、日本の将来を担う人材を育成するため、児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸ばすことを目指す「都立小中高一貫教育校」の設置に向けた検討を進める。

#### <主要事務事業（例）>

- ① 「次世代リーダー育成道場」の充実（指導部）
- ② 独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携した研修の実施（指導部）
- ③ 「英語村」の設置に向けた検討 **新規**（指導部）
- ④ 都立国際高校での国際バカロレアコースの開設（都立学校教育部）
- ⑤ 都立小中高一貫教育校の設置に向けた検討（都立学校教育部）

### 主要施策6 日本人としての自覚や誇りの涵養

- 1 外国人と児童・生徒との様々な交流の機会を設け、互いの国の文化体験や日本の文化を紹介する経験などを通じて、日本人としてのアイデンティティを備えた国際人材を育成する。  
また、公立小・中・高校及び特別支援学校200校において、専門家を招致し、和太鼓や茶道等の体験や日本が誇る最先端の技術を知ることなどを通じて、日本の歴史・伝統・文化を学び日本のすばらしさを理解する教育活動を推進する。

#### <主要事務事業（例）>

- ① 日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成 **新規**（指導部）

## 取組の方向3 豊かな人間性を培い、規範意識を高める

### 主要施策7 人権教育の推進

- 1 国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。

#### <主要事務事業（例）>

- ① 人権教育に関する研修・啓発・研究の推進（総務部・地域教育支援部・指導部）

### 主要施策8 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進

- 1 東京の子供たちの豊かな心を育成するため、都が独自に作成し、都内公立小・中学校等に配布した東京都道徳教育教材集の活用を通して、道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進する。また、東京都道徳教育推進教師養成講座を実施し、各小・中学校等の組織的な推進体制及び指導体制の構築を図る。
- 2 教科「奉仕」の成果を踏まえ、道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実に照らし、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力を育成するため、人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会（仮称）」の設置に向け、全都立高校で試行実施し、都立高校生の実態を踏まえ養うべき道徳性や指導方法・内容についての検討を進める。

#### <主要事務事業（例）>

- ① 道徳教育の推進（指導部）
- ② 新教科の設置（指導部）

## 取組の方向4 社会の変化に対応できる力を高める

### 主要施策9 情報モラル教育の推進

- 1 有害情報から子供を守るため、都内全公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行うとともに、インターネット・携帯電話利用に関する実態調査を行う。また、インターネット等の適正な利用に関する教員向け指導資料及び児童・生徒向けリーフレットを作成・配布して、学校での継続的な啓発・指導を支援する。
- 2 子供の情報モラルの向上を図るため、都立学校全校及び区市町村立学校の希望校を対象に、情報モラルに関する出前講座を実施して、実践的な啓発・指導を直接行うとともに、ICTを活用した授業改善と情報モラル教育を推進するためにフォーラムを開催する。

#### <主要事務事業（例）>

- ① インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握（指導部）
- ② インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導（指導部）

### 主要施策10 キャリア教育の推進

- 1 児童・生徒の社会的・職業的自立に必要な資質や能力を育てるための「キャリア教育に関する教師用手引書」や、外部人材を活用して効果的なキャリア教育を推進するための「外部人材活用パンフレット」の活用を図るとともに、「中学生の職場体験」における外部人材、受入機関等との連携の促進などを通して、系統的なキャリア教育を推進する。

- 2 都立高校生が、実社会に出て社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けることができるようにするため、企業やNPO等が実施する体験型学習プログラムを普通科高校を中心に導入する。

＜主要事務事業（例）＞

- ① 小・中学校における系統的なキャリア教育の推進（指導部）
- ② 企業・NPO等と連携した都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業（地域教育支援部）

## 主要施策 11 不登校・中途退学対策の推進

- 1 小・中・高校における不登校児童・生徒や高校の中途退学者に対する支援を充実するため、不登校等の児童・生徒やその保護者、民間施設等を対象に調査を実施し、その実態を把握するとともに、学識経験者等からなる検討会を設け、学校の取組のみならず関係機関や民間の取組と連携した総合的な不登校・中途退学対策について検討を行う。
- 2 都立高校における中途退学の未然防止及び進路未決定の在校生等を対象とした進路支援モデル事業を引き続き実施する。この成果を踏まえ、福祉や心理などの専門家を活用した中途退学者への面談等の新たな取組を試行するとともに、関係機関と連携した中途退学者への支援体制の構築を推進する。

＜主要事務事業（例）＞

- ① 不登校対策・中途退学対策の推進 **新規**（総務部・指導部）
- ② 都立高校における中途退学者及び進路未決定卒業者の進路支援事業（地域教育支援部）

## 取組の方向 5 体を鍛える

### 主要施策 12 体力向上施策の推進

- 1 子供の基礎体力を向上させ、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができるようにするため、児童・生徒の生活スタイルを活動的なものにしていく「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」を推進するとともに、平成28～30年度に取り組む「総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）」を策定する。  
また、東京都統一体力テストの調査結果を基に、新たに体力向上の目標を定め、具体的取組を行う「アクティブプラン to 2020」を、都教育委員会、区市町村教育委員会、学校が一体となって推進する。
- 2 区市町村対抗の中学生「東京駅伝」大会の開催や、脳と体幹を鍛え、運動意欲を高めるコーディネーショントレーニングの学校への導入・展開等により、子供の体力を向上させていく。

＜主要事務事業（例）＞

- ① 東京都統一体力テストの全公立学校での実施（指導部）
- ② 第7回中学生「東京駅伝」の開催（指導部）
- ③ コーディネーショントレーニングの実践研究及び学校への普及（指導部）

### 主要施策 13 部活動の振興

- 1 全国大会や関東大会等への出場を目指す都立高校をスポーツ特別強化校に指定し競技力の向上を図るとともに、部活動の活性化を目指す学校を重点的に支援する取組を進めることにより、都立高校全体に関わるスポーツの隆盛と競技力の底上げを図る。

＜主要事務事業（例）＞

- ① スポーツ特別強化校の指定（指導部）

## 取組の方向6 健康・安全に生活する力を培う

### 主要施策14 健康教育の推進

- 1 学校給食を中心とするアレルギー疾患に関わる事故の再発を防止するため、文部科学省監修のガイドラインに基づき、学校における事故予防体制の確保と事故発生時の緊急対応の確立に関わる取組を強化し、各学校における組織的な体制づくりを推進する。
- 2 児童・生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を送るとともに、食を通して地域の産業や文化への理解を深めることができるよう、生きた教材として学校給食を活用する。また、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うために栄養教諭の配置を推進し、地場産物を活用した地産地消に関わる指導や、他の教職員や家庭・地域と連携した食に関する指導を実践することにより、食育の更なる推進を図る。

#### <主要事務事業（例）>

- ① 学校におけるアレルギー疾患対策（都立学校教育部・地域教育支援部）
- ② 公立学校における食育の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

### 主要施策15 防災教育の充実

- 1 発生が予測される首都直下地震等の自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、総務局が作成する「防災ブック」を活用して、保護者とともに、家庭で学習できる「防災ノート」を作成・配布するなど、防災教育の一層の充実を図る。
- 2 都立高校では、首都直下地震等を想定し、備蓄食準備訓練や就寝訓練など避難生活の疑似体験に加え、地域の消防署や警察署等と連携した実践的な訓練を行う一泊二日の宿泊防災訓練を全校で実施することを通じて、都立高校生の地域貢献意識と防災に関する知識・技能を養う。  
また、生徒による防災組織である「防災活動支援隊」を全校で編成し、自校の防災活動の運営補助や地域の防災活動への参加などの活動を行う。  
さらに、東京消防庁、日本赤十字社、防衛省自衛隊など、防災に関する知識・技能をもつ関係機関と連携した防災訓練の実施を希望する学校を支援するとともに、上級救命講習などの技能講習受講を推進し、災害時の初期対応技能を身に付けた人材の育成を図る。
- 3 都立特別支援学校では、首都直下地震等の発生に伴い、電気・ガス・水道等のライフライン等が全面的に停止した状況下において、帰宅困難となった都立特別支援学校の児童・生徒の安全を確保することを想定した一泊二日の宿泊防災訓練を20校で実施する。  
また、「特別支援学校宿泊防災訓練検討委員会（仮称）」において訓練実施における成果・課題を検証し、平成29年度に全都立特別支援学校での実施を目指していく。

#### <主要事務事業（例）>

- ① 「防災ノート」の作成・配布 **新規**（指導部）
- ② 都立高校における防災教育の充実（指導部）
- ③ 都立特別支援学校における宿泊防災訓練の実施 **新規**（指導部）

## 取組の方向 7 教員の資質・能力を高める

### 主要施策 16 若手教員の育成

- 1 優秀な教員の確保を図るため、採用選考における受験者数の確保及び質の向上に向けた取組を、一層推進していく。  
また、「東京教師養成塾」の取組等を通じ、大学在学中から東京都の教育に求められる教師像にふさわしい人物を継続的に養成する。  
さらに、教職大学院と連携し、学部段階では身に付けることのできない専門的な知識・能力を身に付けさせ、将来の学校教育の中核となり得る優秀な新人教員を確保する。
- 2 新規に採用される教員が、採用前から実践的な指導力を身に付けられる機会を設定し、その充実を図る。
- 3 初任から3年目までの若手教員等に対して、東京都の教員として求められる力を確実に身に付けるための研修を充実する。
- 4 英語指導の質的向上を図るため、都内の公立中・高校の英語科教員 140 名を3か月間海外に派遣し、英語圏の大学において最先端の指導法などを身に付けられるよう、集中的に研修を実施する。
- 5 将来、各地区・各学校で中核となって活躍する教育管理職の候補者を早期に見いだし、重点的に育成するため、学校、区市町村教育委員会との連携を図り、将来の管理職候補者として資質・能力のある若手教員を選抜して、計画的・継続的にキャリア形成を図り、学校マネジメント能力を育成するためのプログラムを構築、推進する。

#### <主要事務事業（例）>

- ① 優秀な教員の確保（人事部）
- ② 養成段階における実践的な指導力の育成（指導部）
- ③ 若手教員の育成（指導部）
- ④ 英語科教員の海外派遣研修（指導部）
- ⑤ 学校リーダー育成プログラム（人事部）

### 主要施策 17 現職教員の育成

- 1 教員全体の「プロ意識」の涵養や能力・専門性の向上を図るため、学習指導において高い専門性を有し、他の教員に対して優れた指導力を有する指導教諭の任用を、平成 25 年度から都立学校で、平成 26 年度から区市町村立学校で開始し、拡充を図っている。指導教諭の活用により、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出すとともに、都内公立学校全体の指導力を高めていく。
- 2 研修センターで実施している講義・演習の動画を配信することで、産休・育休中の教員、島しょ地区の教員など研修の受講が困難な教員に対し、最新の教育情報や喫緊の教育課題とその解決の方策などを提供し、円滑な職場復帰や自己啓発を促す。
- 3 教員の国際貢献意欲を高め、グローバル人材育成を支える体制を強化するため、独立行政法人国際協力機構（JICA）との連携を強化し、①現職教員の青年海外協力隊等への派遣規模拡大、②現職教員の「東京グローバル・ユース・キャンプ」の現場視察等、③教員採用候補者選考において青年海外協力隊等への派遣経験者を対象とした特別選考、を実施する。

#### <主要事務事業（例）>

- ① 指導教諭の活用と拡充（人事部）
- ② 教員研修の動画配信システムの構築 **新規**（指導部）
- ③ グローバル人材育成を支える体制強化 **新規**（人事部）

## 主要施策 18 体罰根絶に向けた取組の推進

- 1 平成 26 年 1 月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一扫するための取組を推進する。経験年数や職層に応じた体系的な研修や、服務事故再発防止研修としてアンガーマネジメント等の特別な研修プログラムを実施する。また、体罰を指導の手段とする誤った認識のある服務事故者を対象として「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。
- 2 体罰等の定義やガイドラインに基づき、実際の指導場面を映像化したDVDを、服務事故防止月間等で積極的に活用し、体罰根絶に向けた共通認識を深める。
- 3 体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問教諭や外部指導員を対象とする指導者講習会を開催するとともに、Good Coach 賞により、優れた指導を実践した顧問教諭を顕彰する。

### <主要事務事業（例）>

- ① 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進（都立学校教育部・指導部・人事部）

## 主要施策 19 教職員のメンタルヘルス対策の取組の推進

- 1 教職員の精神的健康の保持向上を促進するため、新規採用教員を対象とした個別のカウンセリング、新任副校長を対象とした「副校長ベーシックプログラム」、全教職員に対する定期健康診断でのストレス検査等を実施し、予防に重点を置きながら「早期自覚」「早期対処」を基本とするメンタルヘルス対策を充実する。

精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰及び再休職の防止を図るため、引き続き、「リワークプラザ東京」による「所属学校における職場復帰訓練」を中心とする復職に向けた支援を実施する。

### <主要事務事業（例）>

- ① 教職員のメンタルヘルス対策（福利厚生部）

## 取組の方向 8 質の高い教育環境を整える

### 主要施策 20 都立高校改革の推進

- 1 真に社会人として自立した人間を育成するため、都立高校改革推進計画に基づき、学校の設置目的に応じた育成すべき生徒像を明確にし、教育内容の充実を図り、生徒一人一人の潜在能力を顕在化し伸ばす教育を実践する。また、都立高校改革推進計画の実現に向け、平成 28 年度から 30 年度までに取り組む具体的な計画として第二次実施計画を策定する。
- 2 ものづくり人材の育成など、社会の変化と期待に応える人材の育成を推進し、生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、専門高校の教育内容と体制を見直し、魅力ある専門高校づくりを進める。

### <主要事務事業（例）>

- ① 都立高校改革の推進（都立学校教育部）
- ② ものづくり人材等の育成に向けた取組の推進（都立学校教育部）



## 主要施策 21 特別支援教育の充実

- 1 公立学校に在籍する全ての発達障害児童・生徒の持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現するため、小学校における特別支援教室の導入に向けた区市町村を支援するとともに、通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒の支援策についても検討していく。
- 2 都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、規模と配置の適正化を推進するとともに、社会状況の変化等に適切に対応できるよう、都立特別支援学校に必要な教育環境の向上に取り組む。
- 3 知的障害が軽い生徒を対象に将来の職業的自立に向けた専門的な教育を行うため、5校目の高等部就業技術科設置校となる都立水元小合学園を平成 27 年 4 月に開校する。  
また、就業技術科の実績を踏まえ、生徒の職業的自立を一層進めるため、知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、基礎的な職業教育を行う高等部職能開発科の設置拡充に向けた準備を進める。

### <主要事務事業（例）>

- ① 特別支援教室の導入に向けた支援など発達障害教育の推進 **新規**（都立学校教育部）
- ② 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進（都立学校教育部）
- ③ 都立知的障害特別支援学校における就労支援の取組の推進（都立学校教育部）

## 主要施策 22 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築

- 1 いじめや不登校等、児童・生徒の問題行動等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制の充実を図るため、児童・生徒の臨床心理に高度に専門的な経験を有するスクールカウンセラーを、全小・中・高校に配置するとともに、関係機関等と連携を図り、福祉面から児童・生徒等の支援を行うことができるようにするため、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村に対する支援を一層充実させる。  
また、新たに高校や特別支援学校においてモデル校を指定し、巡回して支援を行うなど、都立学校におけるスクールソーシャルワーカーの具体的な活用方策について検討する。
- 2 いじめの防止等の対策については、学校が児童・生徒をいじめから守り通すのみならず、児童・生徒がいじめを見て見ぬふりせず主体的に行動することができるようにするため、都及び区市町村教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関等との緊密な連携の下、平成 26 年 6 月に成立した「東京都いじめ防止対策推進条例」を踏まえて策定された「いじめ総合対策」を確実に実施するとともに、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会により、取組の成果と課題を検証する。
- 3 都立高校における外国人生徒の受入体制の充実を図るため、日本語指導が必要な外国人生徒の実態を把握するとともに、「在京外国人生徒対象」の適切な募集枠について検討する。また、日本語指導が必要な外国人生徒に対し、外部人材を活用した支援を行う。

### <主要事務事業（例）>

- ① 「いじめ総合対策」の推進（指導部）
- ② 外国人の子供に対する教育の充実（都立学校教育部・指導部）

## 主要施策 23 都立学校における組織体制の充実

- 1 校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行っていくため、P D C Aサイクルに基づくマネジメントシステムによる学校経営計画を中心とした組織的取組を推進する。東京都学校経営支援センターによるきめ細かい支援により、校長の学校経営を支援し、都民に信頼される特色ある都立学校づくりを推進する。

### <主要事務事業（例）>

- ① 校長のリーダーシップに基づく組織的学校の推進（都立学校教育部）

## 主要施策 24 教育環境の整備・充実

- 1 地震発生時における児童・生徒の安全を確保するため、「東京都地域防災計画」等に基づき、公立学校における天井材、照明器具、外壁等の非構造部材を含む施設の耐震化の推進及びその支援を実施する。
- 2 児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中学校の特別教室（図書室、音楽室、視聴覚室及びパソコン教室）の冷房化について支援を行う。  
また、都立高校については、新たに各特別教室の使用状況等を把握し、冷房化対象教室を選定するとともに、整備計画を策定するために必要な学校施設・電気設備の状況等の調査を実施する。さらに、都立特別支援学校の体育館の冷房化を推進する。
- 3 区市町村教育委員会に対し、校庭の芝生化の整備費や維持管理費の補助を行うほか、芝生の専門家の派遣や芝生リーダー養成講座などの芝生化支援策を実施し、公立小・中学校の校庭の芝生化を推進する。  
また、都立学校の校庭芝生化を推進し、ヒートアイランド現象の緩和や緑あふれる都市空間の形成に寄与する。
- 4 学校内への不審者侵入の抑止・初期対応など学校内の安全確保の取組を推進するため、公立幼稚園及び小・中学校の校門等への防犯カメラの設置・更新について支援を行う。

### <主要事務事業（例）>

- ① 耐震化の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）
- ② 冷房化の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）
- ③ 校庭芝生化の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）
- ④ 校門等への防犯カメラの整備の推進 **新規**（地域教育支援部）

## 主要施策 25 I C T環境の整備

- 1 公立小・中学校については、新たにLAN環境整備等に係る支援を行うことによりI C T環境整備を促進し、児童・生徒の学習への意欲や関心、情報活用能力の向上につなげる。
- 2 都立高校、都立高校附属中学校及び中等教育学校において、学習の意欲や関心を高め学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成するため、更なるI C T環境の充実を図る。  
都立特別支援学校においては、障害の種別や程度に応じたアプリケーションを活用し、個に応じた学習を可能とするため、更なるI C T環境の充実を図る。
- 3 小・中学校においてI C Tを活用した授業を推進し、児童・生徒の思考力・判断力・表現力等を育成するため、小・中学校教員を対象としたI C T活用研修を実施する。

### <主要事務事業（例）>

- ① 公立学校におけるI C T環境の整備（総務部・地域教育支援部・指導部）

## 取組の方向 9 家庭の教育力向上を図る

### 主要施策 26 学校と家庭の連携推進

- 1 学校生活において克服すべき課題のある児童・生徒を支援するため、その保護者からの相談に応じるとともに、児童・生徒に直接関わる「家庭と子供の支援員」を学校に配置し、学校を拠点として地域の人材を活用しながら児童・生徒及び保護者を支援する体制を構築する。

#### <主要事務事業（例）>

- ① 学校と家庭の連携推進事業（指導部）

### 主要施策 27 地域における家庭教育支援活動の促進

- 1 地域における家庭教育支援に関わる取組を促進するため、地域の支援人材の育成や地域の人材を生かした支援活動の充実、家庭教育に関する学習機会の提供等、区市町村における家庭教育支援の取組を支援する。

#### <主要事務事業（例）>

- ① 地域における家庭教育支援活動の促進（地域教育支援部）

## 取組の方向 10 地域・社会の教育力向上を図る

### 主要施策 28 地域等の外部人材を活用した教育の推進

- 1 学校、家庭、地域・社会が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「学校支援ボランティア推進協議会」の設置促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させ、区市町村を支援する。また、子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組を充実させ、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育力の教育活動への導入を推進する。
- 2 学校の実態及び児童・生徒、保護者等のニーズに応じた特色ある教育の推進並びに児童・生徒の学力向上等、円滑な教育活動の展開を支援するため、地域等の外部人材の教育活動への積極的な活用をより一層推進する。

#### <主要事務事業（例）>

- ① 学校支援ボランティア推進協議会の設置促進（地域教育支援部）
- ② 教育庁人材バンク事業（人事部）

### 主要施策 29 地域における多様な教育活動の充実

- 1 子供たちの安心・安全な居場所であり、学習や体験・交流活動を行う場である「放課後子供教室」を推進するため、コーディネーター等の研修の実施や好事例の情報収集・提供を充実させ、区市町村を支援する。
- 2 社会人としての自立に役立つ体験型の教育支援プログラムを、出張授業等により提供している企業・NPO等を一堂に集め、その内容を紹介する講座を、教員、コーディネーター、区市町村担当者等を対象に開催する。区市町村立学校等において、教育支援プログラムが活用されるよう、児童・生徒が活動する実際の場面を参観者に公開するとともに、教育支援プログラムに関連する情報等を提供していく。

#### <主要事務事業（例）>

- ① 放課後子供教室推進事業（地域教育支援部）
- ② 企業等による体験型講座の実施（地域教育支援部）

## 取組の方向 11 オリンピック・パラリンピック教育を推進する

### 主要施策 30 オリンピック・パラリンピック教育の推進

- 1 オリンピック・パラリンピック教育を推進するため、学識経験者、オリンピック・パラリンピアン等で構成する「東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議」を開催し、教育の基本理念や具体的施策を専門的な見地から検討審議する。
- 2 オリンピック・パラリンピック教育推進校を 300 校から 600 校へ拡充するとともに、都独自の学習教材の作成、オリンピック・パラリンピアンや外国人アスリートの学校への派遣等により、幼児、児童・生徒が、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善などその果たす役割を正しく理解し、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学び交流することにより国際理解を深め、進んで平和な社会の実現に貢献することができるよう、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。
- 3 東京パラリンピックの開催に向けて障害者スポーツの普及啓発を図るため、都立特別支援学校において、スポーツ教育推進校 10 校を指定し、障害者スポーツを取り入れた教育活動の充実や外部指導者を活用した部活動の振興を図る。  
また、障害者スポーツを通じた小・中学校や都立高校の児童・生徒及び地域住民との交流を活性化させ、障害のある人への理解促進を図る。

#### <主要事務事業（例）>

- ① オリンピック・パラリンピック教育推進に向けた有識者会議の開催 **新規**（総務部・指導部）
- ② オリンピック・パラリンピック教育推進校の拡充及びオリンピック・パラリンピアンや外国人アスリートの学校への派遣（指導部）
- ③ 都立特別支援学校における障害者スポーツの振興 **新規**（指導部）

